

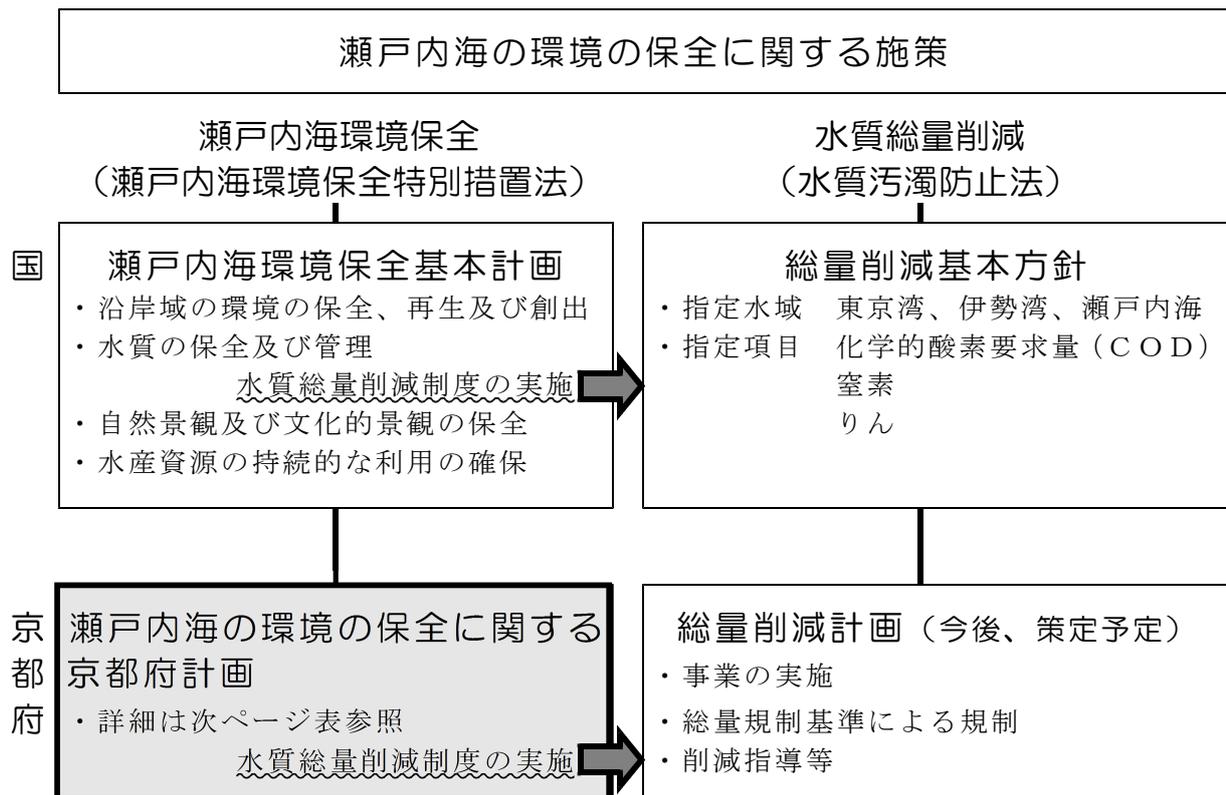
「瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画」について

1 趣旨

瀬戸内海の環境の保全上有効な施策を推進するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条第1項の規定により、関係府県知事は国が定めた基本計画に基づき「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を定めることとなっている。

対象地域：府内の瀬戸内海流域（概ね旧京北町、旧園部町、旧日吉町以南）

2 「瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画」と「総量削減計画」の関係



3 「瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画」の概要 (昭和56年7月策定、最終変更平成20年5月)

目標	水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止 下水道等の整備による生活排水対策 底質環境の保全 有害化学物質等の低減 海面及び海岸の正常保持、ごみ等漂着防止
主な施策	水質の保全及び管理 水質総量削減制度の実施、下水道等の整備の促進 自然景観及び文化的景観の保全 漂着ごみ対策の推進 廃棄物の処理及び施設の整備及び処分地の確保 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 処理施設の整備、処分地の確保 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 緑の公共事業 水質等の監視測定 公共用水域、工場・事業場排水の水質監視の徹底 他

4 今回の主な変更

内陸域である本府の場合、次の軽微な変更

- (1) 計画期間及び点検頻度の明文化
 計画期間：5年～8年で運用 → 「概ね10年」
 点検と見直しの頻度：(無し) → 「策定時から概ね5年ごと」
 点検の指標 「国基本計画例示の指標を適宜用いる」
 京都府施策の点検に用いる指標を利用
 例：汚濁負荷量、汚水処理人口普及率等
- (2) 瀬戸内海の環境保全に資する事業の追加
 京都府海岸漂着物等地域対策推進事業
 大学と連携した公募型環境学習事業

5 今後の予定 <関係13府県が足並みを揃える>

- ・11月末までに 計画変更及び公表

瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第4条の規定により京都府の区域（同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち京都府の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、水質の保全及び管理等につき、本府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効率的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を策定し公表することにより、本府の瀬戸内海関係者、さらには広く府民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに意識の高揚を図るものである。

この計画の期間は概ね10年とする。また、策定時から概ね5年ごとに本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 計画の目標

本府が瀬戸内海のうち大阪湾域の上流域であることをかんがみ、この計画の目標については、大阪湾における「豊かな瀬戸内海」を目指すものとし、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標に基づき個別目標を次のとおり定める。

- 1 水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための対策が計画的かつ総合的に講ぜられていること。水質環境基準（今後設定等されるものも含む。）について、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されていること。また、季節ごとの地域の実情に応じた、きめ細やかな水質管理に関する検討や順応的な取組が進められていること。

赤潮については、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

- 2 下水道等の整備により生活排水対策が進められていること。
- 3 水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに底質環境の改善の措置が講ぜられていること。
- 4 有害化学物質等の低減のための対策が進められていること。
- 5 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着していないこと。

第3 目標達成のため講じる施策

計画の目標を可及的速やかに達成すること、また、達成されているものについてはその状態を維持するため、瀬戸内海的环境保全に関し本府の区域において実施する施策は次のとおりとする。

なお、各施策の実施に当たっては、大阪湾域の実情や季節性に応じて行うものとし、地域における合意及び隣接地域との調整に十分配慮するものとする。

その際、必要に応じ、森・里・川・海のつながりに配慮しつつ地域における里海づくりの手法を導入し、幅広い主体が、地域の状況に応じたあるべき姿を共有し、適切な管理に努めるものとする。

また、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的管理の考え方に基づく取組を推進するものとする。

1 水質の保全及び管理

(1) 水質総量削減制度の実施

広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき水質総量削減制度が実施されている。

本府では、水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、これらの法律に基づく化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりんの水質負荷量の総量の

削減に関する「総量削減基本方針」に定められた削減目標量を達成するため、「総量削減計画」を策定しており、これに基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を計画的かつ総合的に講ずることとする。

また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえ、大阪湾における季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進するものとする。

これらの対策を推進するに当たっては、次の施策を総合的に講じるものとする。

ア 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、総量削減制度の対象となる地域内の事業場での排水処理施設の整備及び適正管理を指導する。

イ 農地に由来する汚濁負荷量の削減のため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）に基づく「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成 12 年策定）、「京都府における環境にやさしい農業技術指針」（平成 7 年策定）等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減等を図るものとし、また、畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」（平成 21 年策定）、「京都府環境保全型畜産確立基本方針」（平成 7 年策定）等に基づき家畜排せつ物の適正処理等を推進する。

ウ 有機物等のたい積する河床底質については、底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ除去対策を講じるものとする。

また、河川直接浄化施設の整備、河川の流量確保等の河川環境の改善事業についても、必要に応じ実施するものとする。

エ 一般家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）に基づき、府民に対し調理くずや廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう啓発を図るものとする。

(2) 下水道等の整備の促進

ア 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策となる下水道の整備は極めて重要な施策である。

本府の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況は、平成 27 年度末において処理人口普及率約 97 パーセント、処理人口約 218 万 6,000 人であり、京都市鳥羽水環境保全センターほか 19 箇所の終末処理場が稼働している。

今後は、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図る上で重要であるとの観点

から、次表のとおり、現在事業実施中の木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道の各流域関連公共下水道、京都市、宇治市、亀岡市、南丹市、木津川市及び宇治田原町の各単独公共下水道の整備の積極的な促進を図るものとする。

流域下水道名	関連市町村
木津川流域下水道	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町
木津川上流流域下水道	木津川市、精華町

また、窒素やりんの除去性能向上のための高度処理についても、京都市鳥羽水環境保全センターほか6箇所で実施しており、宇治市東宇治浄化センターほか1箇所においても整備の促進を図るものとする。

さらに、合流式下水道の改善については、京都市において「京都市合流式下水道緊急改善計画」に基づき引き続き計画的に推進する。

イ その他の生活排水処理施設の整備

下水道の整備が行われるまでの間あるいは下水道整備予定区域外にあっては、生活排水対策として浄化槽等を整備することが重要な施策である。

本府の瀬戸内海関係区域においては、平成27年度末で、浄化槽設置整備事業等により6市4町1村において浄化槽が、平成27年度末で、農業集落排水事業により4市22施設の農業集落排水施設が整備されており、今後とも地域の特性を考慮し、これらの事業を促進するものとする。

浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」（平成7年策定）等に基づき、適正な設置及び維持管理並びに法定検査受検の徹底を図る。さらに、大規模な浄化槽の設置に当たっては、必要に応じ高度処理の導入を指導するものとする。

コミュニティ・プラントについては、平成27年度末で、2市2施設が整備されている。

ウ し尿処理施設の整備

本府の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設は、1市3事務組合において整備されており、平成26年度末におけるその処理能力は4施設、1日につき399キロリットルである。

今後、必要に応じ施設の増改築及び高度処理施設の導入に努めるものとする。

エ 水質及び底質環境の改善

瀬戸内海の水質に悪影響を及ぼす河床の底質の実態を把握するため、必要に応じて本府の主要河川において底質調査を実施し、有機汚泥のたい積等による悪臭の発生等生活環境に影響を及ぼす底質については、除去等の適正な措置を検討するものとする。特に、本府の瀬戸内海関係区域の河川の底質除去については、河川環境整備事業、河川災害防除事業等により河川のしゅんせつ事業を実施してきたところであり、これらの事業等については、更に積極的に推進を図るものとする。

オ 有害化学物質等の規制及び把握等

水質汚濁防止法等の適切な運用により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく排出規制を推進するものとする。

また、有害化学物質による公共用水域の汚濁を防止するため、これらの化学物質による水質汚濁状況の監視に努めるものとし、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づき、化学物質の排出状況等の把握や排出量データ等の集計・公表を行うとともに、排出の抑制等事業者が行う自主管理の改善を促進するため、技術的助言等に努めるものとする。

ポリ塩化ビフェニルについては、関係事業者に対しポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、届出や適正な保管管理及び確実かつ適正な処理を指導し、不適正な保管管理や処理による水環境等の汚染が生じないようにする。

2 自然景観及び文化的景観の保全

(1) 漂着ごみ対策の推進

京都府海岸漂着物等地域対策推進事業により、府内関係流域河川等において漂着ごみの発生抑制に係る普及啓発や調査研究を行うことで、大阪湾への漂着ごみの流入防止を推進するものとする。

3 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

環境の保全を図るためには、ごみ等の適正な処理の推進及び不法投棄の防止に努めることが必要である。このため、廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保並びに監視等の強化を図ることとし、次の施策を実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

環境への負荷を低減するためには、廃棄物等の発生を抑制し、循環利用が可能な資源の利用を行い、循環利用できない廃棄物等については適正に処分してい

く必要がある。

本府では、京都府環境を守り育てる条例に基づく「新京都府環境基本計画」（平成 22 年策定）に「限りある資源を大切に作る循環型社会づくりの推進」を掲げており、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）その他のリサイクル法に基づく取組、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理に努めている。また、「京都府循環型社会形成計画（第 2 期）」（平成 24 年策定）において、京都府が目指す循環型社会のビジョンを示しており、今後も循環型社会形成を推進するため、一層の取組を図るものとする。

(2) 処理施設の整備

本府の瀬戸内海関係区域におけるごみ処理施設は、京都市ほか 2 市 4 事務組合等において整備されており、平成 26 年度末におけるその処理能力は、ごみ焼却施設 11 箇所、1 日につき 2,675 トン、粗大ごみ処理施設 5 箇所、1 日につき 485 トン、資源化施設 11 箇所、1 日につき 340 トンである。

今後も必要に応じごみ処理施設の整備のための廃棄物処理施設整備事業を実施するものとする。

また、産業廃棄物については、事業者及び産業廃棄物処理業者に対する指導及び監視を徹底するとともに、産業廃棄物の減量化・再生利用の促進、不法投棄の防止等の施策を推進するものとする。

(3) 処分地の確保

廃棄物の適正処理において処分地の確保は不可欠である。本府の瀬戸内海関係区域においては、平成 26 年度末において一般廃棄物の最終処分場 6 箇所（残余容量 368 万立方メートル）、平成 27 年度末において産業廃棄物最終処分場 2 箇所（残余容量 81 万立方メートル）が確保されているものの、新たな処分地の確保は非常に重要な課題となっている。

このため、廃棄物の減量化・再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物の最終処分量の抑制等を図るとともに、廃棄物の適正な処理に十分配慮した上で廃棄物処理施設整備事業（最終処分場）を実施し、処分地の確保に努めるものとする。

また、関係機関と協力を深め、大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）の推進についても努めるものとする。

4 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留

意しつつ、森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、雨水貯留、地下水の涵養、下水処理水・農業集落排水処理水の再利用等の実施に努めるものとする。

特に、水源地域となる森林の保全・整備等については、地球環境の保全や子供達の未来を育むための公共事業と位置づけ、「緑の公共事業」により、放置森林や放置竹林の再生、間伐の促進等の推進に努める。

5 基盤的な施策

(1) 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期するためには、本府の瀬戸内海関係区域における公共用水域の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の遵守状況を把握するため、水質等の監視測定が必要である。

本府では、平成 27 年度現在公共用水域について、水質汚濁に係る環境基準点を中心として水質汚濁防止法に基づき河川 68 地点において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき河川 19 地点において関係機関の相互協力の下に定期的に監視測定を実施しているところであり、今後とも効率的な監視測定に努めるものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法等に基づき工場及び事業場における排水水の監視の徹底を図る。なお、総量削減制度の対象となる指定地域内事業場については、汚濁負荷量把握のための、水質自動計測器等測定施設の整備の促進により監視体制の充実を図るものとする。

また、窒素、りん等の栄養塩類の監視についても、継続的に実施するものとする。

さらに、ダイオキシン類対策特別措置法対象の水質関係特定施設を設置している工場及び事業場について、監視の徹底を図る。

なお、指定地域内事業場からの発生負荷量の管理並びに公共用水域の水質監視に伴うデータ整理及び解析のための水質汚濁総量管理システムの効果的な運用を図るものとする。

(2) 環境保全に関する調査研究及び技術の開発

本府においては、府保健環境研究所、府中小企業技術センター、府農林水産技術センター、京都市衛生環境研究所、京都市産業技術研究所等で、環境保全に関する調査研究及び技術開発を推進してきたところであるが、今後も、関係方面の協力を得て、環境保全に関する調査研究及び技術の開発に鋭意努めるものとする。

(3) 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の積極的な活用等により連携の強化に努めるものとする。

健全な水循環・物質循環機能の維持・回復のための取組の推進、府民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。

さらに、環境保全のための施策の策定に当たっては、府民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組みの検討に努めるものとする。

(4) 情報提供、広報の充実

府民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、せとうちネットの活用等多様な情報を広く提供するためのデータベースの整備や、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会が設置する海文化委員会への参画を進めるとともに、府ホームページ、広報紙等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。

(5) 環境保全意識の普及及び府民参加の推進

この計画の実効を期するためには、多様な環境施策の計画・実施等を行う行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、地域に根ざした環境配慮行動等の提案・企画・実施等を行う民間団体、日常生活における環境配慮行動等を行う府民等様々な主体がお互いに連携し、府民一人ひとりが環境保全に関する認識を持ち水質汚濁防止のための行動を実践することへと繋げていくことが必要である。

このため、環境月間、瀬戸内海環境保全月間及び河川愛護月間の事業等を通じ、府民に対し、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、浄化槽の適正な設置及び維持管理の徹底、河川等へのごみの不法投棄防止等について、民間団体との連携を図るとともに広報活動を展開するものとする。また、事業者に対しても、業界団体を通じ、又は各種講習会を開催すること等により、この計画の趣旨及び内容の周知徹底を図るものとする。

なお、これらの事業の実施に当たっては、関係府県、関係市町村、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会等関係諸団体の協力を得るとともに、京都府緑と文化の基金等の活用を図り、その実効を上げるよう努めるものとする。

また、水源地域となる森林を守り育てていく諸活動の実践に当たっては、京都モデルフォレスト運動を推進し、地域住民、NPO、企業等多様な主体の参加と連携の徹底を図るものとする。

(6) 環境教育・環境学習の推進

環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、関西広域連合、関係府県、市町村、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習の推進に努めるものとする。

また、「持続可能な社会」の実現を目指すため、大学と連携した公募型環境学習事業として、次世代を担う子供達を対象に、京都に立地する大学の専門的な知見や環境NPO等の豊富な現場経験を活かした環境学習プログラムを実施する。

(7) 国内外の閉鎖性海域との連携

国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、国内外における取組に積極的に貢献するため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会等を通じ、世界閉鎖性海域環境保全会議等への支援、積極的な参加、情報の交換等により協力するものとする。

第4 施策の実施上必要な措置

1 施策の積極的な推進

瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定められた施策について積極的な推進を図るものとする。

2 施策の実施状況及びその効果の把握

この計画の諸施策の推進に当たっては、施策の実施状況及び環境状況等を調査し、施策の効果的な実施に活かすものとする。また、諸施策の進捗状況については、瀬戸内海環境保全基本計画中、第4に例示の指標を適宜用い、定量的に把握することとする。

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

この計画の推進を図るため、国、関係市町村との連絡調整を図り、諸施策の実施状況等について情報及び意見の交換等を行い、もってこの計画の円滑な推進を図るものとする。

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画 新旧対照表（京都府）

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>(まえがき)</p> <p>この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条の規定により京都府の区域（同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域のうち京都府の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。</p> <p>第 1 計画策定の趣旨</p> <p>この計画は、瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫としてその恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し、維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、本府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効率的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。</p> <p>また、この計画を策定し、公表することにより、本府の瀬戸内海関係者更には広く府民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに意識の高揚を図るものである。</p>	<p>(まえがき)</p> <p>この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条の規定により京都府の区域（同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域のうち京都府の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。</p> <p>第 1 計画策定の趣旨</p> <p>この計画は、瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、<u>水質の保全及び管理等につき</u>、本府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効率的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する総合的な計画として策定するものである。</p> <p>また、この計画を策定し公表することにより、本府の瀬戸内海関係者、<u>さらには</u>広く府民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに意識の高揚を図るものである。</p> <p><u>この計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定時から概ね 5 年ごとに本計画に</u></p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>第2 計画の目標</p> <p><u>瀬戸内海</u>の環境保全の推進のためには、<u>関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標に基づき、この計画の目標を次のとおり定める。</u></p> <p>1 <u>瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。</u></p> <p>2 <u>瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。</u></p> <p>3 <u>水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。</u> <u>また、その他有機物のたい積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等</u></p>	<p><u>基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。</u></p> <p>第2 計画の目標</p> <p><u>本府が瀬戸内海のうち大阪湾域の上流域であることをかんがみ、この計画の目標については、大阪湾における「豊かな瀬戸内海」を目指すものとし、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標に基づき個別目標を次のとおり定める。</u></p> <p>1 <u>水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための対策が計画的かつ総合的に講ぜられていること。水質環境基準（今後設定等されるものも含む。）について、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されていること。また、季節ごとの地域の実情に応じた、きめ細やかな水質管理に関する検討や順応的な取組が進められていること。</u> <u>赤潮については、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。</u></p> <p>2 <u>下水道等の整備により生活排水対策が進められていること。</u></p> <p>3 <u>水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに底質環境の改善の措置が講ぜられていること。</u></p> <p>4 <u>有害化学物質等の低減のための対策が進められていること。</u></p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p><u>により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講じられていること。</u></p> <p>4 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着していないこと。</p> <p>第3 目標達成のため講じる施策</p> <p>計画の目標を可及的速やかに達成すること、また、達成されているものについてはその状態を維持することを<u>目途として、瀬戸内海の環境保全に関し本府の区域において実施する施策は次のとおりとする。</u></p> <p>1 <u>水質汚濁の防止</u></p> <p>(1) <u>水質総量規制制度等の実施</u></p> <p>広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、水質の汚濁の防止及び赤潮等富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚</p>	<p>5 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着していないこと。</p> <p>第3 目標達成のため講じる施策</p> <p>計画の目標を可及的速やかに達成すること、また、達成されているものについてはその状態を維持するため、瀬戸内海の環境保全に関し本府の区域において実施する施策は次のとおりとする。</p> <p><u>なお、各施策の実施に当たっては、大阪湾域の実情や季節性に応じて行うものとし、地域における合意及び隣接地域との調整に十分配慮するものとする。</u></p> <p><u>その際、必要に応じ、森・里・川・海のつながりに配慮しつつ地域における里海づくりの手法を導入し、幅広い主体が、地域の状況に応じたあるべき姿を共有し、適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的管理の考え方に基づく取組を推進するものとする。</u></p> <p>1 <u>水質の保全及び管理</u></p> <p>(1) <u>水質総量削減制度の実施</u></p> <p>広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法（昭</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき水質総量規制制度が実施されている。</p> <p>また、本府においては、これらの法律に基づく化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりん汚濁負荷量の総量の削減に関する「総量削減基本方針」に定められた平成 21 年度における化学的酸素要求量削減目標量 1 日につき 20 トンを達成するため、<u>発生源別削減目標量を生活排水 1 日につき 10 トン、産業排水 1 日につき 8 トン、その他 1 日につき 2 トン、窒素削減目標量 1 日につき 17 トンを達成するため、発生源別削減目標量を生活排水 1 日につき 8 トン、産業排水 1 日につき 4 トン、その他 1 日につき 5 トン、りん削減目標量 1 日につき 1.2 トンを達成するため、発生源別削減目標量を生活排水 1 日につき 0.6 トン、産業排水 1 日につき 0.4 トン、その他 1 日につき 0.2 トンとした「総量削減計画」を策定しており、この計画を積極的に実施していくとともに、諸施策の進捗よく状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態の把握に努めるものとする。</u></p> <p>なお、これらの削減対策を推進するにあたっては、次の施策を総合的に講じるものとする。</p> <p>ア 生活系排水については、市町村等と協力しながら、下水道の整備を一層推進するほか、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水施</p>	<p>和 45 年法律第 138 号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき水質総量削減制度が実施されている。</p> <p>本府では、<u>水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、これらの法律に基づく化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりん汚濁負荷量の総量の削減に関する「総量削減基本方針」に定められた削減目標量を達成するため、「総量削減計画」を策定しており、これに基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を計画的かつ総合的に講ずることとする。</u></p> <p>また、<u>生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえ、大阪湾における季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進するものとする。</u></p> <p>これらの対策を推進するに当たっては、次の施策を総合的に講じるものとする。</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p><u>設等の生活排水処理施設の整備及びし尿処理施設の維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、汚濁負荷量の削減を図る。</u></p> <p>イ 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、事業場での排水処理施設の整備・適正管理を指導する。</p> <p>ウ 農地に由来する汚濁負荷量の削減のため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）に基づく「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成 12 年策定）、「京都府における環境にやさしい農業技術指針」（平成 7 年策定）等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減等を図るものとし、また、畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」（平成 12 年策定）、「京都府環境保全型畜産確立基本方針」（平成 7 年策定）等に基づき家畜排せつ物の適正処理等を推進する。</p> <p>エ 有機物等のたい積する河床底質については、底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ除去対策を講じるものとする。</p> <p>また、河川直接浄化施設の整備、河川の流量確保等の河川環境の改善事業についても、必要に応じ実施するものとする。</p>	<p>ア 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、<u>総量削減制度の対象となる地域内の事業場での排水処理施設の整備及び適正管理を指導する。</u></p> <p>イ 農地に由来する汚濁負荷量の削減のため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）に基づく「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成 12 年策定）、「京都府における環境にやさしい農業技術指針」（平成 7 年策定）等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減等を図るものとし、また、畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」（平成 21 年策定）、「京都府環境保全型畜産確立基本方針」（平成 7 年策定）等に基づき家畜排せつ物の適正処理等を推進する。</p> <p>ウ 有機物等のたい積する河床底質については、底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ除去対策を講じるものとする。</p> <p>また、河川直接浄化施設の整備、河川の流量確保等の河川環境の改善事業についても、必要に応じ実施するものとする。</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p data-bbox="327 248 804 613"> <u>オ</u> 一般家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）に基づき、<u>住民</u>に対し調理くず、<u>廃食用油</u>等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう啓発を図るものとする。 </p> <p data-bbox="284 678 636 712"> 4 下水道等の整備の促進 </p> <p data-bbox="312 725 547 759"> (1) 下水道の整備 </p> <p data-bbox="327 772 804 949"> 瀬戸内海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策としての<u>下水道の整備</u>は極めて重要な施策である。 </p> <p data-bbox="327 963 804 1285"> 本府の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況は平成 <u>18</u> 年度末において、<u>処理人口普及率約 93</u> パーセント、<u>処理人口約 206 万 4, 200</u> 人であり、<u>京都市上下水道局鳥羽水環境保全センター</u>ほか 19 箇所の終末処理場が稼働している。 </p> <p data-bbox="327 1346 804 1957"> 今後は、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図る上で<u>特に重要かつ緊急を要する課題</u>であるとの観点から、次表のとおり、現在事業実施中の<u>桂川右岸流域下水道、木津川流域下水道、木津川上流流域下水道及び桂川中流流域下水道</u>の各流域関連公共下水道、京都市、宇治市、亀岡市、木津川市及び宇治田原町の各単独公共下水道並びに<u>京都市、亀岡市、南丹市及び和東町の特定環境保全公共下水道</u>の整備の積極的な促進を図るものとする。 </p>	<p data-bbox="920 248 1398 613"> <u>エ</u> 一般家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）に基づき、<u>府民</u>に対し調理くずや<u>廃食用油</u>等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう啓発を図るものとする。 </p> <p data-bbox="887 678 1240 712"> (2) 下水道等の整備の促進 </p> <p data-bbox="916 725 1150 759"> ア 下水道の整備 </p> <p data-bbox="946 772 1398 949"> 瀬戸内海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策となる<u>下水道の整備</u>は極めて重要な施策である。 </p> <p data-bbox="946 963 1398 1330"> 本府の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況は、平成 <u>27</u> 年度末において <u>処理人口普及率約 97</u> パーセント、<u>処理人口約 218 万 6, 000</u> 人であり、<u>京都市鳥羽水環境保全センター</u>ほか 19 箇所の終末処理場が稼働している。 </p> <p data-bbox="946 1346 1398 1809"> 今後は、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図る上で重要であるとの観点から、次表のとおり、現在事業実施中の<u>木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道</u>の各流域関連公共下水道、京都市、宇治市、亀岡市、<u>南丹市、木津川市</u>及び<u>宇治田原町</u>の各単独公共下水道の整備の積極的な促進を図るものとする。 </p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】		【 変更計画 】	
流域下水道名	関連市町村	流域下水道名	関連市町村
桂川右岸流域下水道	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	木津川流域下水道	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町
木津川流域下水道	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町	木津川上流流域下水道	木津川市、精華町
木津川上流流域下水道	木津川市、精華町		
桂川中流流域下水道	南丹市		
<p>また、窒素やりんの除去性能の向上を含めた高度処理についても、京都市<u>上下水道局</u>鳥羽水環境保全センターほか6箇所を実施しており、<u>今後も積極的な導入</u>を図るものとする。</p> <p>さらに、合流式下水道の改善については、「京都市合流式下水道緊急改善計画」(平成 16 年策定)を策定し、<u>計画的に進めており、今後も推進する。</u></p> <p>(2) <u>その他の生活排水処理施設の整備</u></p> <p>下水道の整備が行われるまでの間あるいは下水道整備予定区域外にあつては、生活排水対策として、<u>浄化槽等を整備することが重要な施策である。</u></p> <p>本府の瀬戸内海関係区域においては、平成 18 年度末で、浄化槽設置整備事業等により 6 市 3 町 1 村において浄化槽が、平成 18 年度末で、農業集落排水事業により 4 市 22 施</p>		<p>また、窒素やりんの除去性能向上のための高度処理についても、京都市鳥羽水環境保全センターほか6箇所を実施しており、<u>宇治市東宇治浄化センターほか1箇所においても整備の促進</u>を図るものとする。</p> <p>さらに、合流式下水道の改善については、<u>京都市において「京都市合流式下水道緊急改善計画」に基づき引き続き計画的に推進する。</u></p> <p>イ <u>その他の生活排水処理施設の整備</u></p> <p>下水道の整備が行われるまでの間あるいは下水道整備予定区域外にあつては、生活排水対策として浄化槽等を整備することが重要な施策である。</p> <p>本府の瀬戸内海関係区域においては、平成 27 年度末で、浄化槽設置整備事業等により 6 市 4 町 1 村において浄化槽が、平成 27 年度末で、農業集落排水事業により 4</p>	

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>設の農業集落排水施設が整備されており、今後とも地域の特性を考慮し、これらの事業を促進するものとする。</p> <p>浄化槽については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」（平成 7 年策定）等に基づき、適正な設置、<u>維持管理及び法定検査の徹底を図るよう指導する</u>。さらに、大規模な浄化槽の設置に当たっては、必要に応じ高度処理の導入を指導するものとする。</p> <p>コミュニティ・プラントについては、平成 18 年度末で、2 市 2 施設が整備されている。</p> <p><u>(3) し尿処理施設の整備</u></p> <p>本府の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設は、京都市ほか<u>2 市 4 事務組合</u>において整備されており、平成 18 年度末におけるその処理能力は<u>8 施設</u>、1 日につき <u>1,885 キロリットル</u>である。</p> <p>今後、必要に応じ施設の増改築及び高度処理施設の導入に努めるものとする。</p> <p><u>5 河床の汚泥の除去等</u></p> <p>瀬戸内海の水質汚濁の一因となる河床の<u>汚泥</u>の実態を把握するため、必要に応じて本府の主要河川において底質調査を実施し、有機汚泥のたい積等により悪臭の発生等生活環境に影響を及ぼす底質についても、<u>除去等の適正な措置を検討するものとする</u>。特に、本府の瀬戸内海関係区域の河川の<u>汚泥除去</u>については、河川環境整備事業、河川災害防除事業等により河川の</p>	<p>市 22 施設の農業集落排水施設が整備されており、今後とも地域の特性を考慮し、これらの事業を促進するものとする。</p> <p>浄化槽については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」（平成 7 年策定）等に基づき、<u>適正な設置及び維持管理並びに法定検査受検の徹底を図る</u>。さらに、大規模な浄化槽の設置に当たっては、必要に応じ高度処理の導入を指導するものとする。</p> <p>コミュニティ・プラントについては、平成 <u>27</u>年度末で、2 市 2 施設が整備されている。</p> <p><u>ウ し尿処理施設の整備</u></p> <p>本府の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設は、<u>1 市 3 事務組合</u>において整備されており、平成 <u>26</u>年度末におけるその処理能力は<u>4 施設</u>、1 日につき <u>399 キロリットル</u>である。</p> <p>今後、必要に応じ施設の増改築及び高度処理施設の導入に努めるものとする。</p> <p><u>エ 水質及び底質環境の改善</u></p> <p>瀬戸内海の水質に悪影響を及ぼす河床の<u>底質</u>の実態を把握するため、必要に応じて本府の主要河川において底質調査を実施し、有機汚泥のたい積等による悪臭の発生等生活環境に影響を及ぼす底質については、<u>除去等の適正な措置を検討するものとする</u>。特に、本府の瀬戸内海関係区域の河川の<u>底質除去</u>については、河川環境整備</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>しゅんせつ事業を実施してきたところであり、これらの事業等については、更に積極的に<u>その</u>推進を図るものとする。</p> <p>(2) 有害化学物質等の規制及び把握等</p> <p><u>瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可制の適切な運用及び水質汚濁防止法に基づく排水規制等により、</u>水質環境基準の達成維持を図るものとする。</p> <p>また、有害化学物質による公共用水域の汚濁を防止するため、これらの化学物質による水質汚濁状況の監視に努めるものとし、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)に基づき、化学物質の排出状況等の把握や排出量データ等の集計・公表を行うとともに、排出の抑制等事業者が行う自主管理の改善を促進するため、技術的助言等に努めるものとする。</p> <p>ポリ塩化ビフェニルについてはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律（平成 13 年法律第 65 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき届出や適正な保管管理及び確実かつ適正な処理を徹底し、不適正な保管管理や処理による水環境等の汚染が生じないようにする。</p>	<p>事業、河川災害防除事業等により河川のしゅんせつ事業を実施してきたところであり、これらの事業等については、更に積極的に推進を図るものとする。</p> <p>オ 有害化学物質等の規制及び把握等</p> <p><u>水質汚濁防止法等の適切な運用により、</u>水質環境基準の達成維持を図るものとする。<u>ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に基づく排出規制を推進するものとする。</u></p> <p>また、有害化学物質による公共用水域の汚濁を防止するため、これらの化学物質による水質汚濁状況の監視に努めるものとし、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)に基づき、化学物質の排出状況等の把握や排出量データ等の集計・公表を行うとともに、排出の抑制等事業者が行う自主管理の改善を促進するため、技術的助言等に努めるものとする。</p> <p>ポリ塩化ビフェニルについては、<u>関係事業者に対し</u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する<u>特別措置法</u>（平成 13 年法律第 65 号）<u>及び</u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、<u>届出</u>や適正な保管管理及び確実かつ適正な処理を<u>指導</u>し、不適正な保管管理や処理による水環境等の汚染が生じないようにする。</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>2 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保</p> <p>環境の保全を図るためには、ごみ等の適正な処理の推進及び不法投棄の防止に努めることが必要であり、このため、廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保並びに監視等の強化を図ることとし、次の施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用</p> <p>環境への負荷を低減するためには、廃棄物の発生を抑制し、循環利用が可能な資源の利用を行い、循環利用できない廃棄物については適正に処分していく必要がある。</p> <p>本府では、京都府環境を守り育てる条例に基づく「京都府環境基本計画」（平成 10 年策定）に<u>環境負荷の少ない循環型社会の構築</u>を掲げており、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）その他のリサイクル法に基づく取組、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理に努めている。また、「京都府循環型社会形成計画」（平成 15 年策定）において、<u>行政、府民・事業者等の取組指針</u>を示しており、今後も循環型社会形成を推進するため、一</p>	<p>2 自然景観及び文化的景観の保全</p> <p>(1) 漂着ごみ対策の推進</p> <p><u>京都府海岸漂着物等地域対策推進事業により、府内関係流域河川等において漂着ごみの発生抑制に係る普及啓発や調査研究を行うことで、大阪湾への漂着ごみの流入防止を推進するものとする。</u></p> <p>3 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保</p> <p>環境の保全を図るためには、ごみ等の適正な処理の推進及び不法投棄の防止に努めることが必要である。このため、廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保並びに監視等の強化を図ることとし、次の施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用</p> <p>環境への負荷を低減するためには、廃棄物等の発生を抑制し、循環利用が可能な資源の利用を行い、循環利用できない廃棄物等については適正に処分していく必要がある。</p> <p>本府では、京都府環境を守り育てる条例に基づく「<u>新京都府環境基本計画</u>」（平成 22 年策定）に「<u>限りある資源を大切にす循環型社会づくりの推進</u>」を掲げており、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）その他のリサイクル法に基づく取組、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理に努めている。また、「京都府循環型社会形成計画（第 2 期）」（平成 24 年策定）において、<u>京都府が目指す循環型社会のビジョン</u>を示してお</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>層の取組を図るものとする。</p> <p>(2) 処理施設の整備</p> <p>本府の瀬戸内海関係区域におけるごみ処理施設は、京都市ほか2市4事務組合において整備されており、平成 18 年度末におけるその処理能力は、<u>ごみ焼却施設 12 箇所、1 日につき 3,275 トン、粗大ごみ処理施設 5 箇所、1 日につき 641 トン、リサイクルプラザ 6 箇所、1 日につき 210 トン</u>であり、<u>現在これらの施設により処理を行っているところ</u>である。</p> <p>今後も必要に応じごみ処理施設の整備のための廃棄物処理施設整備事業を実施するものとする。</p> <p>また、産業廃棄物については、事業者及び産業廃棄物処理業者に対する指導及び監視を徹底するとともに、<u>産業廃棄物の減量化・再生利用の促進、不法投棄の防止等の施策を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 処分地の確保</p> <p>本府の瀬戸内海関係区域においては、平成 18 年度末において一般廃棄物の最終処分場 6 箇所（残余容量 422 万立方メートル）、産業廃棄物最終処分場 2 箇所（残余容量 135 万立方メートル）が確保されているものの、<u>廃棄物の適正処理において、最終処分場は不可欠であり、新たな処分地の確保は非常に重要な課題となっている。</u></p> <p>このため、<u>今後廃棄物の減量化・再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することによ</u></p>	<p>り、今後も循環型社会形成を推進するため、一層の取組を図るものとする。</p> <p>(2) 処理施設の整備</p> <p>本府の瀬戸内海関係区域におけるごみ処理施設は、京都市ほか2市4事務組合等において整備されており、平成 26 年度末におけるその処理能力は、<u>ごみ焼却施設 11 箇所、1 日につき 2,675 トン、粗大ごみ処理施設 5 箇所、1 日につき 485 トン、資源化施設 11 箇所、1 日につき 340 トン</u>である。</p> <p>今後も必要に応じごみ処理施設の整備のための廃棄物処理施設整備事業を実施するものとする。</p> <p>また、産業廃棄物については、事業者及び産業廃棄物処理業者に対する指導及び監視を徹底するとともに、<u>産業廃棄物の減量化・再生利用の促進、不法投棄の防止等の施策を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 処分地の確保</p> <p><u>廃棄物の適正処理において処分地の確保は不可欠である。</u>本府の瀬戸内海関係区域においては、平成 26 年度末において一般廃棄物の最終処分場 6 箇所（残余容量 368 万立方メートル）、平成 27 年度末において産業廃棄物最終処分場 2 箇所（残余容量 81 万立方メートル）が確保されているものの、<u>新たな処分地の確保は非常に重要な課題となっている。</u></p> <p>このため、<u>廃棄物の減量化・再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃</u></p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>り、廃棄物の最終処分量の抑制等を図るとともに、廃棄物の適正な処理に十分配慮した上で廃棄物処理施設整備事業（最終処分場）を実施し、処分地の確保に努めるものとする。</p> <p>また、関係機関と協力を深め、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）の推進についても努めるものとする。</p> <p><u>3 健全な水循環機能の維持・回復</u></p> <p>健全な水循環機能の維持・回復を図るため、<u>海域と陸域の連続性に留意して、森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水・農業集落排水処理水の再利用等の必要な措置の実施に努めるものとする。</u></p> <p>特に、<u>森林の保全・整備等については、地球環境の保全や子供達の未来を育むための公共事業と位置づけ、「緑の公共事業アクションプラン」（平成 17 年策定）に基づき、放置森林や放置竹林の再生、間伐の促進など、水源地域となる森林整備の推進に努める。</u></p> <p><u>6 水質等の監視</u></p> <p>瀬戸内海の水質保全対策の実効を期するためには、本府の瀬戸内海関係区域における公共用水域の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の遵守状況を把握するため水質等の監視測定が必要である。</p> <p><u>このため、公共用水域については、現在、水質汚濁に係る環境基準点を中心として水質汚濁防止法による測定</u></p>	<p>棄物の最終処分量の抑制等を図るとともに、廃棄物の適正な処理に十分配慮した上で廃棄物処理施設整備事業（最終処分場）を実施し、処分地の確保に努めるものとする。</p> <p>また、関係機関と協力を深め、大阪湾圏域広域処理場整備事業（<u>大阪湾フェニックス計画</u>）の推進についても努めるものとする。</p> <p><u>4 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復</u></p> <p>健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、<u>海域と陸域の連続性に留意しつつ、森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、雨水貯留、地下水の涵養、下水処理水・農業集落排水処理水の再利用等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>特に、<u>水源地域となる森林の保全・整備等については、地球環境の保全や子供達の未来を育むための公共事業と位置づけ、「緑の公共事業」により、放置森林や放置竹林の再生、間伐の促進等の推進に努める。</u></p> <p><u>5 基盤的な施策</u></p> <p><u>(1) 水質等の監視測定</u></p> <p>瀬戸内海の水質保全対策の実効を期する<u>ため</u>には、本府の瀬戸内海関係区域における公共用水域の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の遵守状況を把握するため、<u>水質等の監視測定が必要である。</u></p> <p><u>本府では、平成 27 年度現在公共用水域について、水質汚濁に係る環境基準点を中心として水質汚濁防</u></p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>計画に基づき河川 <u>69</u> 地点において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき河川 19 地点において関係機関の相互協力の下に定期的に監視を実施しているところであるが、今後とも効率的な<u>常時監視</u>に努めるものとする。</p> <p>一方、発生源については、水質汚濁防止法等に基づき工場及び事業場における排出水の監視の徹底を図るとともに、<u>総量規制制度の関係事業場における汚濁負荷量の的確な把握を行うため、水質自動計測器等測定施設の整備の促進及び監視体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>また、<u>瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素、りん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>さらに、<u>ダイオキシン類対策特別措置法対象の水質関係特定施設を設置している事業場について、排出水中のダイオキシン類濃度の監視の徹底を図る。</u></p> <p>なお、<u>工場、事業場等からの発生負荷量の管理及び公共用水域の水質監視に伴うデータ整理及び解析のための水質汚濁総量管理システムの効率的な運用を図るものとする。</u></p> <p><u>7 環境保全に関する調査研究及び技術の開発</u></p> <p>本府においては、府保健環境研究所、府中小企業技術センター、<u>府農業総合研究所、京都市衛生公害研究所、京都市産業技術研究所繊維技術センター</u>等で、環境保全に関する調査研究及び技術開発を推進してきたところであるが、今後も、関係方面の協力を</p>	<p>止法に基づき河川 <u>68</u> 地点において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき河川 19 地点において関係機関の相互協力の下に定期的に監視測定を実施しているところであり、今後とも効率的な<u>監視測定</u>に努めるものとする。</p> <p>一方、発生源については、水質汚濁防止法等に基づき工場及び事業場における排出水の監視の徹底を図る。<u>なお、総量削減制度の対象となる指定地域内事業場については、汚濁負荷量把握のための、水質自動計測器等測定施設の整備の促進により監視体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>また、<u>窒素、りん等の栄養塩類の監視についても、継続的に実施するものとする。</u></p> <p>さらに、<u>ダイオキシン類対策特別措置法対象の水質関係特定施設を設置している工場及び事業場について、監視の徹底を図る。</u></p> <p>なお、<u>指定地域内事業場からの発生負荷量の管理並びに公共用水域の水質監視に伴うデータ整理及び解析のための水質汚濁総量管理システムの効果的な運用を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 環境保全に関する調査研究及び技術の開発</u></p> <p>本府においては、府保健環境研究所、府中小企業技術センター、<u>府農林水産技術センター、京都市衛生環境研究所、京都市産業技術研究所</u>等で、環境保全に関する調査研究及び技術開発を推進してきたところであるが、今後も、関係方面の協力を</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>得て、環境保全に関する調査研究及び技術の開発に鋭意努めるものとする。</p> <p>11 広域的な連携の強化等</p> <p>瀬戸内海は13 府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の積極的な活用等により連携の強化に努めるものとする。</p> <p>健全な水循環機能の維持・回復のための取組の推進、<u>住民参加</u>の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めると<u>ともに</u>、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。</p> <p>さらに、環境保全のための施策の策定に当たっては、<u>住民</u>や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組みの検討に努めるものとする。</p> <p>10 情報提供、広報の充実</p> <p><u>住民参加</u>、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、せとうちネットの活用等多様な情報を広く提供するためのデータベース<u>整備を進めるとともに</u>、府ホームページ、<u>広報誌</u>等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び<u>負荷量削減</u>、<u>廃棄物の排出抑制</u>への取組等の広報に努めるものとする。</p> <p>8 環境保全意識の普及及び<u>住民参加</u>の推進</p> <p>この計画の実効を期するためには、府民一人ひとりが環境保全に関する認</p>	<p>得て、環境保全に関する調査研究及び技術の開発に鋭意努めるものとする。</p> <p>(3) 広域的な連携の強化等</p> <p>瀬戸内海は 13 府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の積極的な活用等により連携の強化に努めるものとする。</p> <p>健全な水循環・<u>物質循環機能</u>の維持・回復のための取組の推進、<u>府民参加</u>の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めると<u>ともに</u>、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。</p> <p>さらに、環境保全のための施策の策定に当たっては、<u>府民</u>や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組みの検討に努めるものとする。</p> <p>(4) 情報提供、広報の充実</p> <p><u>府民参加</u>、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、せとうちネットの活用等多様な情報を広く提供するためのデータベースの<u>整備や</u>、<u>公益社団法人瀬戸内海環境保全協会が設置する海文化委員会への参画を進めるとともに</u>、府ホームページ、<u>広報紙</u>等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び<u>汚濁負荷</u>や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。</p> <p>(5) 環境保全意識の普及及び<u>府民参加</u>の推進</p> <p>この計画の実効を期するためには、<u>多様な環境施策の計画・実施等</u></p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>識を持ち水質汚濁防止のための行動を実践することが必要である。</p> <p>このため、環境月間、瀬戸内海環境保全月間及び河川愛護月間の事業等を通じ、府民に対し、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、浄化槽の適正な設置及び維持管理の徹底、河川等へのごみの不法投棄防止等について、民間団体との連携を図るとともに<u>広報活動を展開するとともに、事業者に対しても、業界団体を通じ、又は各種講習会を開催すること等により、この計画の趣旨及び内容の周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>これらの事業の実施に当たっては、関係府県、関係市町村、社団法人瀬戸内海環境保全協会等関係諸団体の協力を得るとともに、京都府緑と文化の基金等の活用を図り、その実効を上げるよう努めるものとする。</p> <p>また、水源地域となる森林を守り育てていく諸活動の実践に当たっては、<u>「緑の公共事業アクションプラン」で掲げるモデルフォレスト運動を推進し、地域住民、NPO、企業など多様な主体の参加と連携の徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>9</u> 環境教育・環境学習の推進</p>	<p><u>を行う行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、地域に根ざした環境配慮行動等の提案・企画・実施等を行う民間団体、日常生活における環境配慮行動等を行う府民等様々な主体がお互いに連携し、府民一人ひとりが環境保全に関する認識を持ち水質汚濁防止のための行動を実践することへと繋げていくことが必要である。</u></p> <p>このため、環境月間、瀬戸内海環境保全月間及び河川愛護月間の事業等を通じ、府民に対し、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、浄化槽の適正な設置及び維持管理の徹底、河川等へのごみの不法投棄防止等について、民間団体との連携を図るとともに<u>広報活動を展開するものとする。また、事業者に対しても、業界団体を通じ、又は各種講習会を開催すること等により、この計画の趣旨及び内容の周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、これらの事業の実施に当たっては、関係府県、関係市町村、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会等関係諸団体の協力を得るとともに、京都府緑と文化の基金等の活用を図り、その実効を上げるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、水源地域となる森林を守り育てていく諸活動の実践に当たっては、<u>京都モデルフォレスト運動を推進し、地域住民、NPO、企業等多様な主体の参加と連携の徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>(6)</u> 環境教育・環境学習の推進</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p>環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、<u>国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(11 広域的な連携の強化等)</u></p> <p>また、<u>海外</u>の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、<u>海外</u>における取組に積極的に貢献するため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会等を通じ、世界閉鎖性海域環境保全会議等への支援、積極的な参加、情報の交換等に協力するものとする。</p> <p>第 4 施策の実施上必要な措置</p> <p>1 施策の積極的な推進</p> <p>瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定められた施策について積極的な推進を図るものとする。</p> <p>2 施策の実施状況及びその効果の把握</p> <p>この計画の諸施策の推進に当たっ</p>	<p>環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、<u>国、関西広域連合、関係府県、市町村、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習の推進に努めるものとする。</u></p> <p>また、「<u>持続可能な社会</u>」の実現を目指すため、<u>大学と連携した公募型環境学習事業として、次世代を担う子供達を対象に、京都に立地する大学の専門的な知見や環境 N P O 等の豊富な現場経験を活かした環境学習プログラムを実施する。</u></p> <p><u>(7) 国内外の閉鎖性海域との連携</u></p> <p><u>国内外</u>の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、<u>国内外</u>における取組に積極的に貢献するため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、<u>公益社団法人瀬戸内海環境保全協会</u>等を通じ、世界閉鎖性海域環境保全会議等への支援、積極的な参加、情報の交換等に<u>より</u>協力するものとする。</p> <p>第 4 施策の実施上必要な措置</p> <p>1 施策の積極的な推進</p> <p>瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定められた施策について積極的な推進を図るものとする。</p> <p>2 施策の実施状況及びその効果の把握</p> <p>この計画の諸施策の推進に当たっ</p>

【 現行計画（最終変更平成 20 年 5 月） 】	【 変更計画 】
<p data-bbox="311 248 804 376">ては、施策の実施状況及び環境状況等を調査し、<u>施策の効果的な実施を図るものとする。</u></p> <p data-bbox="252 584 804 663">3 計画推進のための関係機関との連絡調整</p> <p data-bbox="311 678 804 902">この計画の推進を図るため、国、関係市町村との連絡調整を図り、諸施策の実施状況等について情報及び意見の交換等を行い、もってこの計画の円滑な推進を図るものとする。</p>	<p data-bbox="890 248 1383 521">ては、施策の実施状況及び環境状況等を調査し、<u>施策の効果的な実施に活かすものとする。</u><u>また、諸施策の進捗状況については、瀬戸内海環境保全基本計画</u><u>中、第 4 に例示の指標を適宜用い、定量的に把握することとする。</u></p> <p data-bbox="868 584 1383 663">3 計画推進のための関係機関との連絡調整</p> <p data-bbox="890 678 1383 902">この計画の推進を図るため、国、関係市町村との連絡調整を図り、諸施策の実施状況等について情報及び意見の交換等を行い、もってこの計画の円滑な推進を図るものとする。</p>